

令和7年9月12日

職員への懲戒処分について

独立行政法人国立高等専門学校機構は、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

記

1 被処分者 国立高等専門学校機構本部事務局 職員

2 処分の内容 停職6月（令和7年9月12日付）

3 処分理由の概要

被処分者は、令和7年6月1日（日）、商業施設のエスカレーターにおいて一般女性のスカート内をスマートフォンにて盗撮しているところを現行犯逮捕された。その後、略式起訴され、罰金刑が下された。

4 理事長コメント

本部事務局所属の職員がこのような行為を行ったことは、誠に遺憾であり、被害者及び関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後、国立高等専門学校機構としては、教職員に対して法令の遵守と倫理の保持の徹底を図り、再発防止に取り組むとともに、教育研究活動の一層の向上を図ることにより、信頼回復に努めるよう、指導してまいります。

独立行政法人国立高等専門学校機構

理事長 谷 口 功